

流山市重度心身障害者(児)医療費の給付方法を
現物給付に変更することに関する意見交換会の報告書

1 実 施 日 時

平成 27 年 1 月 16 日 午前 10 時～11 時

2 場 所

市役所 第 2 庁舎 305 会議室

3 内 容

(1) 挨拶 (染谷部長)

(2) 流山市重度医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正
に関して、制度の概要及び給付方法の変更について説明 (小西課長)
*配布資料は別添のとおり

(3) 意見交換 14 件 (自己負担について 9 件、他 5 件)
*別添のとおり

(4) 参加者
9 名

(5) その他
聴覚障害者対応として手話通訳及び要約筆記を用意した。

流山市重度心身障害者(児)医療費の給付方法を現物給付に変更すること
に関する意見交換（質疑応答含む）について

1 通院について、自己負担1回300円とあるが、150円かかった場合。

答 150円の場合は、300円以下の負担額として150円です。

2 受診券は、チケットのようになっているのか。

答 今後現況届を提出していただき、審査後、平成27年8月1日から平成28年7月31日まで有効な受給券を医療機関に提示することになります。

3 対象は中学までであるが、今後高校や大学まで対象が広がらないか。

答 高校からは義務教育終了後の、大人扱いとして重度医療費の支給の対応となります。

4 介護保険の訪問介護については対象となるか。

答 医療費ではないので、対象となりません。

5 今まで制度を利用していなかった。今後利用すると300円負担することになるのか。

答 今までは自己負担は無料でした。改正後は自己負担がかかることとなります。また、市民税非課税の場合はかかりません。

今回のメリットは、償還分の窓口負担がなくなることです。

300円については、現物給付化するためのシステム費用や国からの国民健康保険分の補助金の減額分に相当するものです。

6 改正されると、自己負担が発生するのか。

答 受益者負担という考えに則り一部自己負担が発生します。

県は、300円を決めるにあたり県の障害者の団体施設、専門家の団体と複数回、協議を重ねてきました。

7 今までは自己負担はなかった。今後は通院ごとに300円かかることとなるのですね。どのくらい負担となるのでしょうか。

答 県の試算では、利用者は月に平均3回通院しています。

8 3回通院すれば、900円自己負担がかかるのか。

答 一人分についてはそのようになります。自己負担をしていただく大きな理由としては、市全体の支出が増えるからです。実施している他の県市町村の支給額は30%増となり、財政的負担が増加すると予測されています。そのような状況の中で、この制度を維持していくためにも重度心身障害者医療費支給制度の自己負担の制度を取り入れるというものです。

9 気持ちの面で、何回病院に行くか。通院の度に300円とられる分について不安である。(意見)

10 65歳以上の障害者が後期高齢者となり得る対象範囲について確認したい。

答 説明

11 薬をもらっているが、自己負担はかかるか。

答 調剤については、かからない。

12 訪問医療の場合はどうか。

答 医療費分に関して300円除いて助成します。

13 受診券を忘れて受診した場合は、領収書を添付して償還払いで申請するが300円を受診した回数分は自己負担となるのか。

答 そうです。

14 確かな情報をいただきました。感謝します。